2

平成二十二年改正法の施行の際現に旧平成十七年改正法附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行っている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）及び移行法人については、この政令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令附則第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一号中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号。以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の改正法」と、同条第二号中「改正法」とあるのは「平成二十二年改正法附則第二条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の改正法」と、同条第三号及び第四号中「改正法」とあるのは「平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の改正法」とする。

第三条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特定保険業の認可で課税するものの範囲）

第十一条の二　法別表第一第三十七号㈢に規定する国の行政機関による認可として政令で定めるものは、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項（特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例）の認可で、都道府県の知事又は教育委員会がするもの以外のものとする。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年九月二十九日までの間、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供（平成二十五年九月二十九日までの間に限る。）

二　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ㈦に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供

別表第二第三十九号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
防衛大臣　北澤　俊美

省　令

○経済産業省令第二十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十八条第一項及び第五十条第一項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十二日

経済産業大臣　海江田万里

使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の二　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、津波その他の事象によつて交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設（法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体が存在しないものを除く。以下この条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材を備え付けること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。

第十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第十七条第二項中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。